

## 都市公園を活用したエリアマネジメント事例：芝離宮夜会

森記念財団研究員

滝 典子

2018年11月21日(水)～24日(土)、紅葉ライトアップイベント「芝離宮夜会 by 1→10 ～Lights interact with nature～」が開催された。

従来都市公園には設置可能な施設や用途に規制が設けられていたが、2017年6月、[都市緑地法等の一部を改正する法律](#)の施行により、民間事業者による公共還元型の収益施設(飲食店、売店等)の設置管理制度の創設をはじめとする、民間事業者と連携した都市公園の活性化および様々な活用が可能になった。



芝離宮夜会看板

本イベントは、東京都および(公財)東京観光財団による「[秋のライトアップモデル事業費助成金](#)」を活用し、閉園後の旧芝離宮恩賜庭園を無料(通常の入園料は一般150円)で一般開放するという新しい試みで、東急不動産(株)と鹿島建設(株)とが共同で開発を進めている「[\(仮称\)竹芝地区開発計画](#)」におけるエリアマネジメント活動の一環でもある。2018年5月25日(金)～26日(土)には、「[Night Garden in 旧芝離宮恩賜庭園](#)」を開催し、新たなナイトライフコンテンツを提案した。今回の取り組みはその第2弾であり、新たな利用者および訪日外国人を対象としたナイトタイムエコノミーの可能性の検証ともなっている。本コラムでは、24日のイベント見学時の様子を紹介する。

### ■現代に蘇る和の世界観

今回のライトアップの総合演出は、日本文化や和の世界観と先端テクノロジーを組み合わせた表現を得意とする[株式会社ワントゥーテン](#)が務めた。今回活用した庭園は、徳川4代将軍家綱の時代に、当時の老中大久保忠朝が拝領した芝金杉の地に屋敷を構え、楽壽園と呼ばれる庭を造ったことが始まりである。当時、この庭の池は潮入りの池であったため、屋敷には潮風や波音が届いたという。その状況を再現すべく、約1,000個の風車を設置することで風の動きを視覚化し、心地よい波音のBGMを



約1,000個の風車(上:表側、下:裏側)

流した。

庭園内では、訪日外国人を何人も見かけた。このような江戸時代さながらの演出は、彼らに日本を伝えるうえで非常に効果的だったのではないか。

さらに、紅葉ライトアップおよび和傘を使用した和モダンなイルミネーションによって、現代の都心にいることを忘れさせるような世界観が創出された。水面に反射する和傘と紅葉の奥に映り込む高層ビルの存在により、ふと我に返るという感じである。ライトアップでは様々な色が使用されており、赤く照らされた木々は秋の紅葉のようでもあり、薄ピンクに照らされた木々は春の桜のようでもあった。四季折々の旧芝離宮庭園の風景を一夜にして楽しめたかのような演出は面白い。



木々のライトアップの様子



和傘を使ったライトアップの様子

### ■他事業と差別化を図る工夫



淵上ラファエル広志氏による尺八の演奏の様子

弓道場では、伊藤園によるお茶のふるまいや尺八の演奏会が行われた。お茶のふるまいでは、環境にやさしい素材で作られた和風の容器が使用された。尺八奏者には、日本人の祖父母がブラジルに移住した経験を持つブラジル人、淵上ラファエル広志氏が抜擢された。日本語を勉強し、尺八の研究をするために来日したという。江戸時代から連綿と受け継がれている古典的な曲に始まり、邦楽の古典中の古典「鹿の遠音」等を奏でた。

ライトアップ事業は日本全国様々な所で行われているが、このようにライトアップの他に何らかのイベント等をプラスすることで、他との差別化が図れ、来訪者へのアピールにもなると思われる。普段あまり聴く機会のない尺八の音色は、日本人にとっても魅力的であった。

## ■夜会ならではの和食と日本酒

通常のライトアップ事業との差異化を図る工夫として、夜会ならではのこだわりの和食(おでん、焼き鳥、ぐるなびで定評のあるお店のつくね汁等)、日本酒(協力:近傍の浜松町にある「名酒センター」)、その他軽食が提供されていた。庭園随所にはライトアップを見ながら楽しめる少人数用のテーブルが数多く設置され、同僚や友人とはもちろん、仕事帰りに一人で訪れた近隣ワーカーにもやさしい。各テーブルには和モダンな卓上ランプが設置されており、このような細部にも統一された和の世界観が見て取れる。



日本酒およびおでんの販売



ライトアップを見ながらの食事と和モダンなランプ

## ■アンケート調査の有用性

日本の「エアーマネジメント」に相当するものは、海外で BID (Business Improvement District、以下 BID という) と呼ばれている。BID では、そのエリアにおける不動産所有者や事業者から負担金を集め、エリアの価値向上のために使用している。2018年6月1日には、[地域再生エアーマネジメント負担金制度「地域再生法の一部を改正する法律」](#)(以下、負担金制度という)が施行され、現在日本でも負担金制度の導入についての検討が行われている。負担金制度導入にあたり、負担しても良いという合意の形成が重要となり、その際にはエアーマネジメント活動の効果の算定やその活動に対してどれほどの金額なら払ってもよいかという支払意思額が参考の一つとなる。

今回のイベントでは、来場者への任意のアンケート調査にて、「このイベントが有料であっても来たいか」と来訪意思を聞いていた。このような取り組みは、今後イベントを運営するにあたり有用なデータとなる。エアーマネジメント活動の効果を商業施設の売上等で図ることが難しい場合、こういったアンケート調査は他のエリアでも参考になるのではなかろうか。